

## 第4回経済統計ワーキンググループ 議事概要

1 日 時 平成29年7月28日（金）10:00～11:55

2 場 所 合同庁舎4号館 1214特別会議室

3 出席者

【委員】

川崎 茂（座長）、中村 洋一、宮川 努

【審議協力者】

総務省統計局、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、千葉県、京都府

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、肥後次長、吉野調査官

政策統括官（統計基準担当）：澤村審査官、宮内企画官、松室補佐

4 議 事

- （1）企業活動に係る統計の整備
- （2）海外事業活動基本調査
- （3）経済活動のグローバル化に対応した統計の整備
- （4）その他

5 議事概要

（1）企業活動に係る統計の整備について

事務局及び経済産業省から資料1-1から資料1-4に基づき説明があり、事務局が欠席した河井委員の御意見を紹介した後、質疑応答が行われた。

主な質疑は、以下のとおり。

ア 情報通信業基本調査の基幹統計化

- ・情報通信業基本調査の標本設計と基本調査事項を企業活動基本調査、サービス産業基本調査（仮称、以下略）と統合することは有意義だと考えられるが、調査項目のすりあわせと標本設計（特に中小企業）については慎重に検討していただきたい。
- ・情報通信業基本調査の企業活動基本調査、サービス産業基本調査との統合は今後の課題である。また、ビジネスサーベイの一部を担うことになるので、次期基本計画の中では、その観点から記載するべきである。
- ・基幹統計化について、今年度中に結論を得るとあるが、基幹統計化をしないことになれば、議論が変わってくるのではないか。その辺りの解釈を教えてほしい。

→平成31年度に創設するサービス産業基本調査は、基幹統計化を検討中であり、その中で、情報通信業についても整理が必要であるため、今後も検討していく。

- 重要な情報通信・サービス業を含め、サービス産業を網羅的に把握するためにも、総務省統計局と協力し、引き続き検討を行う。
- ・重要な情報通信業が基幹統計でないのは不思議に感じる部分もある。サービス関連統計の整備動向も踏まえ、情報通信業基本調査の位置付けや役割を検討する必要がある。
- 情報通信分野は重要であり、その認識に基づいて検討をすすめたい。

《座長のまとめ》

- ・今年度中に結論を得るという情報通信業基本調査の位置付けや役割について検討を行うこと。また、平成31年度に基幹統計として新設を検討しているサービス産業基本調査やビジネスサーベイの検討状況を踏まえて「次期基本計画における基本的な考え方（案）」について記載する。

イ 同一企業内取引の把握

- ・「産業関連統計検討WG事務局によるとりまとめ（案）」（平成29年2月15日）では、「同一企業内取引を把握するための当面の措置として、例えば、企業全体の付加価値等を活動別従業員数等で按分<sup>あん</sup>することが適当ではないか」とあるが、従業員数で按分することによって様々なサービス活動量の推計が可能なのか。
- 企業活動基本調査を使った分析を行うことがあるが、企画部門、情報処理部門、調査研究部門などの機能部門別従業員の内訳で按分する。
- ・企業に企業内取引についての回答が難しいことを確認しているのか。
- 企業の中には、部門別に内部取引の管理会計をしている企業もあれば、していない企業もあり、していない企業は回答が困難である。
- ・これから実施される予定の事業所母集団データベースのプロファイリング活動で同一企業内取引をどこまで把握できるのか。プロファイリング活動を担当する統計局の意見を聞きたい。
- まだ、プロファイリング活動の具体的な内容については決まっていない。議論があったことは担当者に伝えておく。
- ・都道府県別GDPである県民経済計算を推計する際に、東京都など、本社のある地域では、本社機能を付加価値を産み出すものとして計上しており、地域事業所については、本来付加価値の移入となるので、付加価値からマイナスするなど整合的に試算しなくてはならないが、通常は付加価値の移入は行われておらず、都道府県によって本社経費の計上の仕方には差がある。個々の企業内取引の把握が困難であるということに異論はないが、地域経済を分析する際には本社機能のサービスの移出、移入の推計方法などで課題は残る。

《座長のまとめ》

- ・例えば、付加価値を全部本社に寄せると地域の事業所との偏りが出てくるなど、地域の統計整備のためにも、企業内取引を把握する意義はある。しかしながら、企業内取引を把握することは困難であり、「次期基本計画における基本的な考え方

(案)」では、原案どおりとし、記載しないこととする。ただし、引き続きプロファイリング活動等によるアプローチを検討していただきたい。また、都道府県のGDPの適切な推計方法についても、今後の統計整備の議論の中に盛り込んでいく。

#### ウ 純粋持株会社のグループ活動を明らかにする分析

- ・ 純粋持株会社実態調査の調査概要と結果の概要を教えてください。
- 純粋持株会社実態調査における純粋持株会社の定義は、株を保有することによってその会社を支配することを目的とし自分は事業をしていない企業。1,000社程度に、設立年、機能、従業員数、子会社等への金融機能、子会社数、財産権の保有状況等を調査している。
- ・ 調査の結果として、純粋持株会社と事業持株会社の行動にどのような差が出ると仮説を立てて分析しているのか。
- 純粋持株会社と事業持株会社では、収益性、業種、M&Aなどについて違いが出ると思われるが、結果の分析は民間のシンクタンクと相談し始めたところである。
- ・ 本調査における「純粋持株会社」の定義は、事業を行っていないが子会社の株式を保有している企業であると思うが、国民経済計算体系における「持株会社」の定義は、株式を保有しているだけで、子会社への統治機能を持たない企業をいう。このため、定義の整合性を図る必要があるのではいか。
- 国際標準産業分類（ISIC）における「持株会社」の定義は、国民経済計算体系と同様、株式を保有しているだけで、子会社への企業統治を持たない企業を指す。これは、一般的な日本語の「純粋持株会社」や「事業持株会社」とは異なる企業を指している。
- 純粋持株会社という名称は、戦後の財閥解体の流れで禁止されていた持株会社が1997年の独占禁止法改正によって純粋持株会社が解禁されたことに始まる。国民経済計算とは別世界で決められたことなので、定義の整合性を図ることは難しいかもしれない。
- ・ 純粋持株会社実態調査は、持株会社の企業経営の把握の観点から、また、産業分類など統計上の扱いの厳密化において役立つ。持株会社は今後の経済でも重要な役割を担うと思われるため、実態の把握については定期的に行っていただきたい。

#### 《座長のまとめ》

- ・ 「次期基本計画における基本的な考え方（案）」のとおり、純粋持株会社の傘下にある企業グループの活動を明らかにすることは、企業活動における統計整備の課題としては達成したと整理する。ただし、重要性に鑑み、今後も実態を把握する努力は必要である。

#### (2) 海外事業活動基本調査

事務局及び経済産業省から資料2-1、資料2-2に基づき説明があり、事務局が欠席した河井委員の御意見を紹介した後、質疑応答が行われた。

説明された後、質疑応答が行われた。

主な質疑は、以下のとおり。

- ・海外事業活動基本調査は、海外生産比率などよく利用されているデータであるが、精度の低さが常に指摘される。母集団名簿の拡充と標本設計の再検討、記入率向上の努力は必要であるが、業務統計に加えて他の民間統計による補完、さらには推計による補完手法の検討も必要なのではないだろうか。基幹統計化の見送りはやむを得ないと思われる。
- ・調査対象となった企業は、海外事業所まで調査票を渡しているのか。
  - 調査票は、日本の本社に送っており、その後の回答方法については、企業に任せている。毎年調査なので、日本の本社が海外事業所から調査票を自動的に回収できるようにしている企業もある。
- ・仕入先を日系企業と海外企業に分けて帳簿を作成することはないと思われるので、回答の困難性については承知した。調査対象企業の把握については、アメリカの経済分析局（BEA）は、海外に現地法人がある企業は100%把握していると豪語しているので、是非、日本でも外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）の届出情報の活用を検討していただきたい。
- ・調査事項はどれも重要であると思うが、記入負担と利用のメリットに鑑み、記入負担が軽減されれば、回答率が改善されるのか。
  - 改善されると思う。ただし、回答率が低くても政策上のニーズがあり、調査項目の削減は難しい。引き続き一般統計として回答率向上の努力を行っていく。
- ・母集団名簿の適切な作成のために、行政機関等への公開情報である事業所母集団データベースに外為法の届出情報を載せて良いか。外為法の届出情報は、公開可能な情報であるのか。
  - 経済産業省は、外為法の届出情報を管理している財務省に対して、届出情報の提供を求めたが、困難であると回答を得ている。調査上、必要な情報は、企業名と所在地程度であるので、基本的な行政情報提供の統一ルールを作っていただき、外為法の基本的な情報を活用できるようにしていただきたい。
- ・外為法の届出情報等の活用や調査事項を簡略化して推計補完することも検討していただきたい。

《座長のまとめ》

- ・「次期基本計画における基本的な考え方（案）」については、原案のとおりとし、今後も精度向上に向けた取組を引き続き行うこととする。

### （3）経済活動のグローバル化に対応した統計の整備（貿易統計）

事務局及び財務省から資料3-1、資料3-2について説明があり、事務局が欠席した河井委員の御意見を紹介した後、質疑応答が行われた。

主な質疑は以下のとおり。

- ・法人番号を用いた企業情報と貿易統計とのマッチングへの努力は進めて頂きたい。貿易統計はHSコード（品目コード）が複雑なため非常に利用しにくい。HSコー

ドの推移情報と貿易データに表れる身近な問題の分かりやすい情報提供をお願いしたい。

→法人番号を活用した事業所母集団データベースと貿易統計のマッチングについては、今後の技術的な接続状況の検証と個別企業の情報が識別されないか検討を続けていく。HSコードは、税関のホームページで品目表の形式で公表を行ってきており、引き続き情報提供に努める。身近な問題の分かりやすい情報提供としては、個別の品目に焦点を当てることは難しいが、例えば、速報の公表時に主要な増減品目などの概要を公表したり、年分又は年度分についての主要な国・地域や主要な品目をまとめた資料を「最近の輸出入動向」として公表している。

・産業連関表の作成に当たっては、輸出入の推計に貿易統計を使用しているのか。また、今後SUT体系へ移行した場合、貿易統計を活用するのか。

→産業連関表の輸出、輸入推計に貿易統計を使用している。SUT体系に移行しても、生産物部門の分類にもよるが、貿易統計を使用するのであまり変更はない。

・将来、事業所母集団データベースと貿易統計がマッチング集計した場合に、輸入部分を産業別に把握できれば、事業所をベースとするデータで作成する使用・供給表の精度向上につながると非常に期待できる。

・HSコードの推移は、PDFファイルで公表されているが、EXCELファイルや、CSVファイルなどで公表されると活用しやすい。また、品目データはコードのみならず日本語の品目名称も表示してほしい。

→ファイル形式は、現在HTML形式で公表している。他のファイル形式でも公表するとすると、それに伴う事務負担を考慮しつつ検討したい。また、品目名称を日本語で表示することについては、現在のシステムの制約上難しいこともあり、先ほど説明した品目表により確認していただくようにしている。

・e-statを見ると、貿易統計の検索性数がかかなり多い。理由を調べると、必要な統計表を探すのが難しいので検索回数が多くなるという意見が聞かれた。統計の既存情報の提供の仕方を検討しているのか。

→現在、e-statに掲載している統計は、利用者ニーズに対応して加工しやすいように、様々な統計表を掲載している。提供している統計表の数を限定すると加工に手間がかかるなどのデメリットもあると思われることから、変更することが最適なのか直ちに判断出来かねるが、見直す余地がないかについては今後検討していきたい。

・貿易統計の基幹統計化が困難であるということは承知した。ただし、困難である理由が、本来の行政手続きに影響を及ぼす可能性があるというのはいかがかと思う。統計委員会として、本来の行政手続きの妨げとなるような提案を行うことはない。貿易統計が、統計法ではなく、他の法令を根拠に作成していることが、基幹統計化が困難な主要な理由であると思われる。

→業務統計を基幹統計化した場合、本来の行政手続きである申告や届出を阻害することは考えられない。主に利用面の向上について議論になると思われる。基幹統計化しなくても利便性の向上を図るということであれば、基幹統計化する必要性は乏しい。

→統計委員会から行政手続きの妨げとなるような提案として受け止めているわけではなく、業務統計を基幹統計化する場合、法的手続きの中で、行政手続きに影響が及ぶ可能性を想定したもの。引き続き利便性の向上について努めていく。

《座長のまとめ》

- ・「次期基本計画における基本的な考え方（案）」のとおり、基幹統計化については困難としつつも、今後とも利用者のニーズも踏まえつつ利便性の向上に努めることに期待したい。文言については一部修正を行う。

(4) その他

次回の経済統計WGは8月9日（水）10時から4号館で開催予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>